

# くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

## 「冠婚葬祭互助会」を正しく理解しましょう！

冠婚葬祭互助会は、毎月前払いで費用を積み立てることで、冠婚葬祭の際にサービスを受けられるシステムです。

市民相談センターには、「契約をしているが、経済的な事情が変わったため、契約を解除したい」といった相談が寄せられることがあります。

契約や契約解除の際は、約款などの内容を理解したうえでよく考えてから、サービスをじょうずに利用しましょう。



### 【冠婚葬祭互助会とは】

- ▼積立金を冠婚葬祭の費用にあてたり、さまざまなサービスを受けたりすることができる
- ▼積立とは預貯金とは異なり、利息はつかない
- ▼解約する場合には解約手数料がかかる
- ▼互助会業は国の許可を得て約款に基づいてサービスを提供している。契約解除の際は、約款に定めている手続きをした日から45日以内に積立金が返金される

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

## 司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝5月7日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター

（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

